

令和二年六月射水市議会定例会

市長提案理由説明要旨

令和二年六月射水市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言申し上げます。

はじめに

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国で新たな感染者数が減少していることを踏まえ、去る五月十四日には、富山県を含めた三十九県の緊急事態宣言が解除され、二十五日には、全都道府県で解除されるに至りました。

これを受けて、県においては、感染拡大防止に係る対策指針やロードマップが決定され、新規感染者数など五項目の指標に応じた、「外出自粛」や「休業要請」の基準が定められました。五月十五日からは、その段階的な緩和が実施され、二十九日には、外出自粛や休業要請が解除されるなど、感染防止と社会経済活動との両立に取り組むステージを迎えたところであります。

本市におきましても、「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、公共施設やイベント等の再開方針について検討を行い、五月十八日から小中学校の分散登校の開始や、

五月二十日から感染防止対策を徹底した上での公共施設の段階的な再開、そして、今日からは、市内全ての公共施設や小中学校の再開を決定してまいりました。

市民の皆様には、感染拡大の防止にご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。次第であります。

なお、新型コロナウイルスが消滅したわけではないことから、再び感染拡大の可能性があらることを念頭に置いていただき、普段から人的接触距離の確保をはじめ、マスクの着用や手洗いの励行、「三つの密」の徹底的な回避といった感染防止対策について、新しい生活様式として実践していただくことを改めてお願いをしております。

さて、五月市議会臨時会において議決をいただきました「特別定額給付金」につきましましては、事業本部職員のほか、各部局からの臨時応援職員を加えた三十名を超える体制により、一日も早く市民の皆様のお手元に給付金をお届けできるよう、全庁を挙げた迅速な処理に努めております。

また、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」については、本市独自の子育て支援事業である「射水市子育て世帯応援臨時給付金」とあわせ、去る五月二十八日に、対象世帯へ県内

では最速でお届けしたところでありませう。

このほか、広報六月号にて、市内飲食店におけるテイクアウトや宅配事業で利用できるクーポン券「いみずうまいもん券」を市内全世帯に配布しており、多くの方にご利用いただきたいと考えております。

今後、新型コロナウイルスのワクチンや治療薬の開発など、一刻も早い抜本的な解決策が望まれるところでありますが、本市といたしましても、市民の皆様が安心して健康に暮らすことができますよう、感染防止対策はもとより、市民生活を守り、地域経済を回復させるための取組に、関係機関との連携を図りながら、全力を挙げて取り組んでまいりる所存であります。

一 最近の経済情勢について

次に、最近の経済情勢について申し上げます。

内閣府が発表した五月の月例経済報告によりますと、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある」と二か月連続で「悪化」

の判断がされ、先行きについても、「感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくが、当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれ、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」としてあります。

こうした中、国においては、雇用、事業、生活を守り抜き、経済の力強い回復と社会変革の推進を実現するため、令和二年度第一次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を可能な限り速やかに実行するとともに、第二次補正予算を早急に国会に提出し、その早期成立に努めることとしております。

本市といたしましても、今定例会にて、政府の緊急経済対策に呼応した本市独自の各種施策に係る予算案を計上しており、これらの迅速な執行に努めるとともに、地方創生臨時交付金の増額等を盛り込んだ国の第二次補正予算の成立も見据え、引き続き、市独自施策の展開に取り組んでまいりたいと考えております。

二「地方創生臨時交付金」を活用した各種施策について

次に、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した各種施策につきましても、感染防止対策のほか、感染拡大の影響を受け極めて厳しい環境にある、市民

生活や地域経済への更なる独自の支援を実施してまいります。

感染防止対策につきましては、本市公式Vチューバー「いみず 雫」による新しい生活様式の啓発アニメを制作し、市ホームページやツイッター、ケーブルテレビ等にて発信してまいります。

また、安心して公共施設を利用していただけるよう、手指消毒液などの衛生用品を購入するほか、図書館への図書消毒機の設置や避難所での感染防止のための備蓄品の購入など、徹底した感染防止対策に努めてまいります。

このほか、接触機会を極力低減するため、市内介護事業所における、入所者とご家族との遠隔面会用タブレット端末等に対する助成や、万葉線の通常運行本数を維持するための経費助成、さらには、市役所機能の維持を図るため、テレワーク環境の構築や市庁舎を結んだテレビ会議システムの導入にも取り組んでまいります。

市民生活の支援につきましては、学生が経済的に困窮している状況を踏まえ、本市の高等教育機関に在学する学生や、保護者が市内に居住する本市出身の学生に対し、地元の食料品を発送する学生支援事業に取り組むほか、経済的負担の影響を大きく受けている、ひとり親

家庭を支援するため、県と共同でお米券を送付する事業を実施してまいります。

また、児童生徒の家庭学習の機会を支援するため、インターネットなどを利用することができないご家庭に対し、タブレット端末や無線LANルーターを貸与する取組などを実施してまいります。

地域経済の支援につきましては、今般の感染症により、極めて厳しい経営環境にある市内中小事業者等への支援として、国の持続化給付金を受けることができない一定の方を対象に、法人事業者に二十万円、個人事業者に十万円を給付することとし、事業の継続を支援してまいります。

また、魚価の低迷により売上が減少している漁業者への緊急的な支援として、四月及び五月分の市場いちばにおける販売手数料の全額助成や、今年度の漁船保険共済の市助成率を、十五パーセントから百パーセントに拡充する取組を実施いたします。

感染症が収束した後の消費喚起については、本市の豊かな食、美しい景観、伝統文化や祭りといった魅力を存分に楽しんでいただくため、国の「GOTOキャンペーン」と連携した観光客誘致に向け取り組んでまいります。

三 市政の取組状況について

次に、最近の市政の取組状況について申し上げます。

子ども・子育て支援の推進につきましては、本年三月に策定した「第二期射水市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを、社会全体で支援していくための施策を展開してまいります。

また、多くの児童が利用する子育て支援センターや放課後児童クラブ、とやまっ子さんさん広場における感染症対策として、衛生用品等の購入経費を支援してまいります。

保育環境の整備につきましては、感染防止対策として市内保育園や認定こども園に衛生用品等を配置するほか、大門きらら保育園の外壁等の改修工事の着手や、保育園の防犯対策として緊急通報システムを整備するなど、保育環境の充実に努めてまいります。

学校教育の充実につきましては、今般の、前例のない長期間にわたる小中学校の臨時休業に伴い、学びや生活の面において、様々な不安や悩みを抱える児童生徒への対応に取り組む

ます。

学習内容の定着を確認しながら、補充学習や質問教室の実施など、可能な限り、学習の遅れを補うための措置を講じるとともに、児童生徒に対するきめ細かな健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うほか、感染症対策として、全ての小中学校に手指消毒液や非接触型体温計等の衛生用品を購入してまいります。

また、感染症などの発生に伴う学校の臨時休業への対応として、ICTを活用した学びを保障する環境を早急に実現するための経費が、国の第一次補正予算において措置されました。本市といたしましては、「GIGAスクール構想」を早期に実現するため、校内の高速大容量通信ネットワーク整備を加速させるとともに、今年度中の児童生徒への一人一台端末体制の整備を実施してまいります。

今般の感染症の影響により、家計が急変した学生への支援として、新たに「学生緊急生活支援貸付制度」を創設し、高等教育機関に在学する学生に対し、最大三十万円の生活支援金を貸与してまいります。

なお、本市の産業を担う人材確保を図る観点から、卒業後、市内に居住し、かつ、市内の

中小企業における三年間の継続就業を要件に、その貸付金の返済を全額免除することとしております。

このほか、去る三月の一斉学校臨時休業により影響を受けた、米飯、パン、牛乳を納入する給食基本物資業者に対する支援を実施し、学校給食の円滑な実施につなげてまいります。

教育施設の充実につきましては、先に国の交付金の内示を受けた、歌の森小学校及び小杉南中学校のグラウンド改修工事、大門中学校長寿命化改良工事等に引き続き取り組み、児童生徒の学習環境の向上を推進してまいります。

家庭教育力・地域における教育の充実につきましては、あつたか家族の愛ことば「家族いっしよに食事、おしゃべり、お手伝い」のイメージソングを有効活用し、家族とのコミュニケーションや団らんの大切さについて、より一層の周知を図ってまいります。

芸術・文化の継承と創造につきましては、平成二十九年年度から令和元年度までの三年間にわたって取り組んでまいりました、富山県指定無形民俗文化財「放生津八幡宮の築山行事」

や、「放生津八幡宮祭の曳山行事」の学術調査が完了し、本年三月末に調査報告書を刊行、県内外の関係機関へ配布したところであります。

今後は、この調査報告書をもとに国の重要文化財指定の実現に向け、引き続き、関係機関に対し要望してまいります。

高齢社会対策の推進につきましては、六十五歳以上の第一号被保険者のうち、低所得者の介護保険料について更なる軽減を図り、経済的負担を抑えることとしております。引き続き、必要な介護サービスを安心してご利用いただけるよう介護保険事業の円滑な運営に努めてまいります。

また、今般の感染症に係る対策として、介護保険の第一号保険料の減免基準が示されたことから、条例等の必要な改正を行うとともに、本制度の周知に努めてまいります。

社会保障の充実につきましては、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染される等の一定要件を満たした被用者への傷病手当金の支給や、介護保険と同様に、国民健康保険税の減免について、必要な改正を行ってまいります。

また、後期高齢者につきましても、後期高齢者医療広域連合における傷病手当金の支給や

保険料の減免について、本市において申請受付できる体制を整えてまいります。

観光の振興につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年五月に開催の「越中だいもん凧まつり」や七月に開催の「富山新港花火大会」をはじめとした各種イベントが中止となっておりますが、感染症の収束後には、多くの皆様が交流することができ、イベント開催のほか、クロスベイ新湊や海王丸パーク等、射水ベイエリアを中心とした賑わいづくりの創出に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

港湾機能の整備促進とみなとまちづくりにつきましては、富山新港中央ふ頭再編整備事業が二年目を迎え、令和四年度の完成目標に向け、着々と整備が進んでおります。引き続き、中央ふ頭再編整備をはじめ港湾機能の充実、強化について、関係機関に対し要望してまいります。

企業誘致の推進につきましては、本社機能の移転や強化、拡充を目的とする地域再生法に基づく地方拠点強化税制について、その適用期間が延長されたところであります。

本市におきましても、この制度に基づく固定資産税の優遇措置の適用期限を延長し、企業誘致に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、現在、未曾有の経済危機とも言われる厳しい局面が続いておりますが、国の緊急経済対策をはじめ、本市独自の中小企業支援策等を着実に実施してまいります。

農業の振興につきましては、本市農業の健全な発展を目指すとともに優良農地の確保と優れた農業地域の形成を図るため、「射水市農業振興地域整備計画」の見直しに着手してまいります。

また、意欲ある地域の担い手の経営発展を促進するため、引き続き、農業用施設や機械等の整備に対する助成を行うほか、緑豊かな南部丘陵地において、棚田地域や中山間地での集落・営農活動など、多面にわたる機能が維持されるよう総合的に支援してまいります。

森林・林業の振興につきましては、土砂災害の防止など森林が持つ公益的機能の維持、向上を図るため、計画的に森林整備を進めるとともに、農業経営や里山活用の課題である有害鳥獣被害の防止対策を引き続き実施してまいります。

水産業・水産加工業の振興につきましては、水産業が地域社会を支える活力ある産業として更なる発展を遂げるよう、水産資源の持続的な利用、保全、育成を図ってまいります。

さらに、いみずサクラマスのブランド化の推進強化を図るため、市内外へのPR、販路拡大及び消費拡大戦略に努めてまいります。

公共交通網の整備につきましては、公共交通を生かした地域内外の交流の促進を図るため、公共交通コーディネーターの役割を担う地域おこし協力隊員を新たに採用し、万葉線とコミュニティバスの連携強化や利用促進などに取り組んでまいります。

防災・減災対策の推進につきましては、近年の豪雨災害を受け、新たな洪水ハザードマップを作成し、先月、全戸配布させていただきました。引き続き、災害発生に備え、市民の皆様が迅速で的確な避難ができるよう、洪水ハザードマップの周知・啓発に努めてまいります。

消防・救急体制の充実につきましては、東部出張所配備の大型化学高所放水車一台と大門出張所配備の救急車一台を更新し、消防力の維持・強化を図ります。

消防団の維持活性化につきましては、老朽化が著しい消防ポンプ車一台を更新するととも

に、計画的に消防団屯所の整備を図り、地域消防力の強化に取り組んでまいります。

健全な行財政運営の推進につきましては、第四次行財政改革集中改革プランに掲げる取組を着実に実行するとともに、本年三月に公表いたしました公共施設再編方針の考え方に基づく「射水市公共施設個別施設計画」の策定を進めるなど、行財政改革を強力で押し進めてまいります。

庁舎跡地の活用事業につきましては、旧新湊庁舎跡地に整備中のクロスベイ新湊が、八月一日の供用開始を予定しており、オープニングイベントとして、感染防止対策について十分に留意しながら、食やクラフトを中心としたマルシェ等を実施することとしております。また、施設内のコンベンションホールではネーミングライツパートナーを募集し、財源の確保に努めることとしております。

なお、先日、ホテル事業者が、現射水商工会議所敷地において宿泊施設の建設を正式に発表されました。今後は、観光客の受入拠点として、クロスベイ新湊との連携による効果的な利活用を検討するなど、交流人口の拡大による地域の活性化に向け、事業者とともに取り組んでまいります。

地方創生推進交付金を活用した「高齢者と観光客が融合するまち射水創造事業」につきましては、クロスベイ新湊、新幹線駅及び小杉駅を結ぶ直通バスや電気自動車の実証運行を予定しております。今般の感染症の影響を勘案し、実施時期等について、新湊地区まちづくり協議会における意見を踏まえ、検討してまいります。

このほか、下地区及び本江地区のコミュニティセンターについては本体工事が完了し、下地区コミュニティセンターは六月一日から、本江地区コミュニティセンターは六月二十九日から供用開始の運びとなりました。今年度には旧下庁舎の解体を行うこととしており、下地区まちづくり地域振興会の意向も踏まえ、跡地の利活用について検討してまいります。

情報化の推進につきましては、職員の事務作業の効率化を図るため、システムの入力作業などを自動化するRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）について、今年度から本格運用を開始するとともに、RPAを活用した業務の拡大に取り組んでまいります。また、地域の安全や安心に関わる地域課題の解決や行政サービスの充実を図るため、IoTを活用した実証実験に引き続き取り組んでまいります。

四 提出案件について

次に、本日提出いたしました案件の概要について申し上げます。

まず、一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業に係る経費などについて追加するものであります。

また、今後の新型コロナウイルス感染症対策に活用するため、新たに「射水市新型コロナウイルス感染症対策基金」を創設し、私を含めた特別職の期末手当の減額や議会運営費の減額に伴う財源を積み立てるほか、市民の皆様から頂戴いたしましたご寄附についても、同基金に積み立てることとしております。

補正額としましては、七億八千五百八十五万九千円を増額し、予算総額を五百二十九億二千二百三十一万四千円とするものであります。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計及び病院事業会計において、総額で二百十三万円を追加し、予算総額を三百四十五億四千三百四十六万五千円とするものであります。

次に、予算以外の議案について申し上げます。

条例議案としましては、「射水市観光交流センター条例の制定について」など、十三件を提出しております。

条例以外の議案としましては、「旧大島社会福祉センター改修（建築主体）工事請負契約について」など、五件を提出しております。

報告案件につきましては、地方自治法第七十九条の規定により、「射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正」の専決処分や継続費繰越計算書などについて報告するほか、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、「市の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書」を提出しております。

以上が、本日提案いたしました案件の概要であります。
何とぞ、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。